

教 育 経 済 委 員 会 会 議 録

1. 日 時 平成30年3月8日(木曜日)
午前9時30分～午後0時13分
2. 場 所 委員会室
3. 出席委員 秋 枝 秀 稔 委 員 長 杉 山 武 志 副 委 員 長
徳 並 伍 朗 委 員 秋 山 哲 朗 委 員
下 井 克 己 委 員 岩 本 明 央 委 員
岡 山 隆 委 員 荒 山 光 広 議 長
4. 欠席委員 なし
5. 出席した事務局職員
綿 谷 敦 朗 議 会 事 務 局 長 大 塚 享 議 会 事 務 局 長 補 佐
篠 田 真 理 議 会 事 務 局 主 任
6. 説明のため出席した者の職氏名
篠 田 洋 司 副 市 長 岡 崎 堅 次 教 育 長
石 田 淳 司 市 長 公 室 長 志 賀 雅 彦 建 設 農 林 部 長
西 田 良 平 観 光 商 工 部 長 金 子 彰 教 育 委 員 会 事 務 局 長
末 岡 竜 夫 観 光 商 工 部 次 長 早 田 忍 観 光 振 興 課 長
荒 川 逸 男 観 光 総 務 課 長 長 谷 川 裕 学 校 教 育 課 長
千々松雅幸 教 育 総 務 課 長 中 村 壽 志 建 設 課 長
市 村 祥 二 農 林 課 長 西 村 明 久 生 涯 学 習 ス ポ ー ツ 推 進 課 長
7. 会議の次第は次のとおりである。

午前9時30分開会

○委員長（秋枝秀稔君） ただいまより、教育経済委員会を開会いたします。

さきの本会議におきまして、本委員会に付託されました議案12件につきまして、審査いたしますので、御協力をよろしくお願いいたします。

それでは、議案第13号平成29年度美祢市観光事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。執行部より説明を求めます。荒川観光総務課長。

○観光総務課長（荒川逸男君） それでは、議案第13号平成29年度美祢市観光事業特別会計補正予算（第3号）について御説明をいたします。

最初に補正予算書13-2、13-3をお開き願います。

このたびの補正は、既定の歳出歳入予算総額に歳入歳出それぞれ75万9,000円を追加し、8億7,204万6,000円とするものであります。

次に、13-8、13-9をお開きください。

最初に歳入でございますが、4款財産収入・1項財産運用収入・2目利子及び配当金であります。

これは、観光事業運営基金の利息について、当初予算編成時において利息は0.025%の計算で行ってございましたが、実際の利息が0.01%であったことにより、7万5,000円の追加をするものであります。

次に、5款繰入金・1項一般会計繰入金・1目一般会計繰入金であります。補正額68万4,000円を追加するものであります。

これは、一般会計補正予算時にも説明をしておりますが、今年度の他課の関連事業に関する観光洞の観光料減額に伴う収入補填を繰り入れるものでございます。

事業といたしましては、ふるさと納税者に進呈をしております観覧優待券、市内小中学校の校外学習、Mine秋吉台ジオパークマラソン等によるものでございます。

続きまして、歳出でございますが、次ページの13-10、13-11をお開きください。

1款観光総務費・1項総務管理費・1目一般管理費で、1,534万2,000円を減額するものでございます。

これの主なものにつきましては、11需用費の光熱水費166万円を減額するものであります。昨年、観光センター1階を改修したことで協会が1階に常駐することとなったことと、トイレの洋式化によりエアコンの電気代や公衆トイレの水道代を見積

もっておりましたが、想定より少なく済んだことによるものであります。

また、13委託料の1,320万7,000円を減額するものであります。

これは当初、秋吉台家族旅行村再生基本計画として計上しておったものでありましたが、秋吉台地域景観施設整備基本計画として秋吉台地域全体に計画範囲が広がったことによりまして、29年度につきましては現状の把握、敷地分析、課題の抽出等の基礎調査業務のみを実施することにしたことによりまして、減額をするものであります。このあとの計画策定につきましては、30年度にプロポーザルによりまして業者選定を行い、計画の策定を行う予定としております。

また、25積立金として、7万5,000円を追加するものであります。

これは、さきほどの歳入の観光事業運営基金の利息分であります。

次に、2目施設管理費・13委託料271万3,000円を減額するものであります。

これは、清掃委託料において、冬期12月から2月期間の業務量が減ることによりまして、秋芳洞清掃業務を2人から1人に減額をしたこと、シルバー人材センターの草刈り回数を当初より減らしたことによりまして。

次に、2項業務管理費・1目秋芳洞業務費で、792万1,000円を減額するものであります。

これは、4共済費の社会保険料109万4,000円と、13委託料682万7,000円で、当初予算において、秋芳洞案内業務委託料として21人分の予算を計上しておりましたが、定員数の確保ができなかったため、予算執行見込みが減少したことによるものであります。

次に、2項・3目養鱒場業務費で101万円を減額するものであります。

これは、7賃金において、臨時職員や繁忙期アルバイトの確保が予定した定員数の確保ができなかったため、予算執行見込みが減少したことによるものであります。

以上でございます。

○委員長（秋枝秀稔君） 早田観光振興課長。

○観光振興課長（早田 忍君） 引き続き下段になります。

2款観光振興費・1項振興管理費・1目一般管理費・説明欄は010体験プログラム開発事業におきまして、360万円を減額するものであります。

これは、本市の観光地を訪れた観光客や商談会に参加したエージェントにノベルテ

ィとしてカードを配布し、カードに記載してあるコードを読み込むことで、端末機器で現地の画像が提供できるカードを作成したものであります。作成に係るコンセプト設計やキャラクター作成等を含んだ業務とすることとしておりましたが、カード作成にあたって、今年度新たに観光プロモーションで撮影した現地の画像を利用することで、コンセプト設計やキャラクター作成が不要となり減額するものであります。

以上です。

○委員長（秋枝秀稔君） 荒川観光総務課長。

○観光総務課長（荒川逸男君） 13-12、13-13をお開きください。

3款他会計借入金償還費・1項他会計借入金償還費・1目元金において、104万6,000円を減額するものであります。

これは、平成28年度において、当初6,790万円の借り入れをする予定でしたが、5,640万円の借り入れで済んだため、1年あたりの償還金額が減少したことによるものであります。

次に、2目利子で23万1,000円を減額するものであります。

これは、さきほどの償還金が減少したことと、借り入れ利息を0.35%で計上しておりましたが、実際は0.01%であったことによるものであります。

次に、4款予備費・1項予備費・1目予備費ですが、3,262万2,000円を追加するものであります。

これは、市主催事業等による秋芳洞等減免補填等による歳入追加分75万9,000円と歳出減額分3,186万3,000円の合計額であります。

以上で説明を終わります。

○委員長（秋枝秀稔君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。岩本委員。

○委員（岩本明央君） 13-11ページをお願いします。

聞き逃したかもしれませんが、秋芳洞管理運営事業費の中で案内業務委託料で、21人から何人に減らしたかっていう人数が聞きにくかったんですが。その件と、減らしたことによる業務に支障がなかったかどうかということ、2件だけお尋ねいたします。

○委員長（秋枝秀稔君） 荒川観光総務課長。

○観光総務課長（荒川逸男君） ただいまの岩本委員の御質問にお答えいたします。

21人から減らしたわけではございませんが、18人に現在なっております。募集を今またかけておりますところがございます。それから、本来業務に――休みの関係で多少のローテーションにひずみが多少は発生いたしますけれど、げんざいのところ業務に大幅な支障が出ておるところはございません。以上でございます。

○委員長（秋枝秀稔君） その他質疑はございませんか。下井委員。

○委員（下井克己君） 済いません。13-11の施設管理費の環境整備委託料なんですけど、これ200万余ってます。12月から2月までを清掃委託を1人にされたということなんですけれど、確かにこの閑散期――閑散期と言いますか、観光客は確かに減ってはおりますけれど、それなりに来られてると思います。私もちょっとあの辺りを車で通りますと、ここの草刈ったらいいのになとかいうところ結構ございます。余らすことがいいことかどうか分かりませんが、そういうところをちょっとチェックされて、ここはきれいにしたほうがいいなというところがあれば、やっぱりそこは草は刈っていただきたいと思います。やっぱり観光客から見れば、あそこ草が生えとるわとか、溝が汚いわとかいうのはマイナスイメージになると思いますので。きれいになっとれば問題ないんですけど、そういうところのチェックもして、閑散期であってもきちんとしていただければと思います。

これは質問じゃなくて要望ってことでお願いします。

○委員長（秋枝秀稔君） その他質疑ございませんか。杉山委員。

○副委員長（杉山武志君） 今出ました環境整備委託料、清掃委託料のところなんです。業者の方からすると、草が伸びてしまっただけ刈ったほうが二度手間にならない等の関係で、観光の時期を逸している場合もあります。やはり観光客誘致をしておるわけですから、観光に来られた方が気持ちよい環境づくりということで時期を設定した作業のお願いをしていただくというのが前提になろうと思いますので、その辺を含めた作業にしていただけないだろうかというお尋ねと、さきほど秋芳洞管理運営事業のほうは出ましたが、養鱒場管理運営事業。予定されておったアルバイトの方が直前に取り消されて慌てられたっていうお話を伺っております。他の職員が応援に入ったというお話も聞いておりますが、事実であろうかどうかちょっとお伺いできればと思います。

○委員長（秋枝秀稔君） 荒川観光総務課長。

○観光総務課長（荒川逸男君） ただいまの杉山委員の御質問にお答えをいたします。

環境美化の時期の設定につきましては、現在もゴールデンウィーク前にとかそういう設定のお願いはいたしてはおるんですけれども、シルバー等の業務が多いのかなかなかそれに回らないときがありまして、それについては今後、他の業者等も視野に入れながら業務の委託をしていきたいと考えております。

それから養鱒場の臨時職員、アルバイトの件でございますけれども、そういう件があったというのも聞いておりますけれども、なかなかアルバイトが時期によって集まらないということは事実でございますが、今後もその点につきましては知人等通じまして、人員の確保ができるように努めてまいりたいと思っております。

○委員長（秋枝秀稔君） その他質疑がございましたらお願いいたします。質疑なしと認めます。それでは、本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（秋枝秀稔君） それでは、これより議案第13号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（秋枝秀稔君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第13号は原案のとおり、可決されました。

次に、議案第35号美祢市学校教育施設整備基金条例の制定についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。千々松教育総務課長。

○教育総務課長（千々松雅幸君） それでは議案第35号について御説明申し上げます。議案書の35-1ページになります。

議案第35号は、美祢市学校教育施設整備基金条例の制定についてであります。

これは、議案第54号普通財産の貸付けについてと関連することです。

国庫補助を受けて建設した建物等を学校以外に転用したり売却する場合は、原則として補助金相当額の納付により、文部科学大臣の承認を得るための財産処分手続きが必要になります。

しかし、国庫補助事業完了後10年以上経過した廃校施設を民間事業者等へ有償貸与または有償譲渡する場合、国庫納付金相当額以上を学校施設整備のための基金に積み立てることで国庫納付金が免除されます。

学校の再編統合による遊休施設の有効活用を図るため、学校教育施設の整備に要する経費に充てることを目的とした基金条例を制定するものであります。

条文の概要を御説明いたします。

第1条は設置で、基金設置の目的を定めたものであり、学校教育施設の整備に要する経費に充てることを目的としています。

第2条は積立てで、積み立てる額は、予算で定める額としております。

第3条は管理で、最も確実かつ有利な方法により保管することとしております。

第4条は運用益金の処理で、基金から生じる利子等の収益は当該基金に編入することとしております。

第5条は繰替運用で、財政上必要な場合は、歳計現金に繰り替えて運用できることとしております。

第6条は処分で、第1条の目的に限り、全部または一部を処分することができることとしております。

第7条は委任で、基金の管理に関する事項は市長が別に定めることとしております。附則において、この条例の施行日を平成30年4月1日としているところであります。

以上でございます。

○委員長（秋枝秀稔君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（秋枝秀稔君） 質疑なしと認めます。それでは、本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（秋枝秀稔君） それでは、これより議案第35号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（秋枝秀稔君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第35号は原案のとおり、可決されました。

次に、議案第36号美祢市立小学校設置条例の一部改正についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。千々松教育総務課長。

○教育総務課長（千々松雅幸君） それでは、議案第36号について御説明申し上げます。議案書の36-1ページ、参考資料の26ページになります。

議案第36号は、美祢市立小学校設置条例の一部改正についてであります。

これは、赤郷小学校を平成31年3月31日をもって廃止し、大田小学校に統合することに伴い、美祿市立小学校設置条例について所要の改正を行うものであり、この条例は平成31年4月1日から施行するものであります。

なお、経緯について簡略に説明申し上げます。

本年1月12日に赤郷小学校のPTA組織である「ふたば会」の会長より、平成31年4月に大田小学校に統合してほしいという要望書の提出がありました。

これを受け、1月29日に地域説明会を開催したところであります。この地域説明会では、なぜ再編統合が必要なのかを改めて説明するとともに、今後の統合に向けたスケジュール案等について説明を行い、地域の皆さんの御理解をいただいたところであります。

今後、赤郷小学校と大田小学校の保護者や地域の代表者、学校長等で構成する統合の協議会を立ち上げ、円滑な統合に向けて協議を行いたいと考えているところであります。

以上でございます。

○委員長（秋枝秀稔君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。岩本委員。

○委員（岩本明央君） お尋ねいたします。現時点で、赤郷小学校の児童さんの人数は何人いらっしゃいますかということと、私確認はしておりませんが、現在赤郷小学校区の子どもさんがすでに大田小学校に行っておりっしゃるようなことも聞いたことがあります。そのようなことがあれば人数は何人か、その2件をお尋ねいたします。

○委員長（秋枝秀稔君） 千々松教育総務課長。

○教育総務課長（千々松雅幸君） 岩本委員の御質問にお答えいたします。

平成29年度におきます赤郷小学校の児童数でございます。今、1年生はいらっしゃいません。2年生が1人、3年生が2人、4年生が5人、5年生はいらっしゃいません。6年生が7人ということで、現在15名の児童が赤郷小学校に通っております。

続きまして、校区外通学の状況であります。現在、赤郷小学校区から大田小学校に通学されている方が4名いらっしゃるわけでございますけれども、平成30年度に向かって、また新たに校区外の申請が出ております。新規で出ていますのが7名の児童ということで、平成30年度におきましては現時点において11名の方が大田小学校へ校区外通学される状況ということになっております。

以上でございます。

○委員長（秋枝秀稔君） その他質疑ございませんか。質疑なしと認めます。それでは、本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（秋枝秀稔君） それでは、これより議案第36号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（秋枝秀稔君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第36号は原案のとおり、可決されました。

次に、議案第37号美祢市立小中学校児童生徒に対する通学費補助支給条例の一部改正についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。長谷川学校教育課長。

○学校教育課長（長谷川 裕君） 議案第37号は美祢市立小中学校児童生徒に対する通学費補助支給条例の一部改正についてでございます。御説明をさせていただきます。議案書は37-1ページ、資料は27ページとなります。

このたびの改正は、美祢市立小中学校の児童生徒に対する遠距離等の通学費について、市町村合併前の補助規程や学校統合時の取り決め等からなる現行の補助内容の整理、見直しを行い、全市統一的な補助制度に改めるものであります。

このたびの改正は3つの柱による通学補助制度となります。

まず1つ目の柱が、距離を基準とする遠距離通学補助であります。保護者負担を現行よりも軽減するという基準設定の考え方から、補助の距離を小学生、中学生ともに3キロ以上といたしました。

この遠距離通学補助は、交通機関を利用する場合は定期運賃の全額補助、交通機関が利用できない場合、この場合は自転車通学や保護者送迎となりますが、年額1万5,000円を補助するものでございます。

次に2つ目の柱ですが、学校統合通学支援になります。原則として新市になってからの学校統合については、スクールバスやタクシーにより児童生徒を送迎しております。現金による補助ではなく、通学手段を確保することが通学支援であり、今後の学校統合もスクールバス等の運行による通学支援で対応していく予定にしております。

これにつきましては、このたびの条例には含まれておりませんが、全体の補助制度を考えるうえで大切な要素となるので、ここで説明をさせていただきました。

最後に3つ目の柱です。これが通学困難を補助する制度になります。さきほど説明いたしました2つの柱による支援が受けられない小中学生に対して、特別な理由で通学が困難というふうなことを判断した場合、支援が行えるようにしたものでございます。

以上の柱を行っていくための改正ということで提案をいたしております。

以上でございます。

○委員長（秋枝秀稔君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。
岡山委員。

○委員（岡山 隆君） このたびの美祢市立小中学校児童生徒に対する通学費補助支給条例の一部改正。この件につきましては、昨日の予算決算委員会においてですね、この条例は小中学校の通学補助事業のこの予算の基になった条例でもあるわけですね。

それで、昨日はこの条例をもとに今まで従来とは変わってですね、中学校にあっては……まずこの義務教育諸学校等の施設費の国庫負担に関する法律施行令というのがある、その第4条の2にですね、そういった条例があるわけですね——法令が。通学距離が小学校にあってはおおむね4キロ以内、中学校にあってはおおむね6キロ以内であること。これが上位の部分でもう決まってるわけですね。

それを、法令を破ってまでですね、今回教育委員会でこれが3キロ以内——以上の生徒をなんとか保護していくためにという思いがあったと思いますけれども、通学費補助をするということは、基本的に多くの皆さんは賛成であるとは思っておりますけれども、しかし、今回決めていくに当たってですね、しっかりと総合教育会議において、こういったものが条例等で、また条例を変えていかなくちゃならないし、そして同時にいろんな面での3キロ以下の方の格差が広がってくる。

こういったところもしっかりと本来ならしっかりと協議して問題点を精査していくならば、さまざまな課題とか出るわけですね。そういったところの議事録さえもなかった。ただ日程だけが流れて議事録もなかった。そんな経緯がない中で一気にこういう形で、こういった今回通学費補助支給条例の一部改正がぼんと出て、そして予算措置もされたということはあまりにも拙速であるし、こういったことというのはいろんなところでですね、まず教育委員会においては総合教育会議で審議していった中で合意形成を図っていかなくちゃならない点であるけれども、あまりにも唐突にこういった問題が出てくるというのは、さまざまな面で問題点で、さっき人によ

っては1.8とか1.9キロ以内の人はどうなのかって、そういう格差の問題が出てくる。そして同時に、一気にこういう問題を——条例の問題を変えて国庫における補助というものが出なくて、そして一般会計から手出ししていかなくちゃいけない。昨日もちょっとそういった点については言いましたけれども、こういった点について、今回のこの条例というものは、本来総合教育会議で行わなくちゃならないというものが、なしでこういう形で出てきているというのがどういうことなのか、この点についてお伺いします。

○委員長（秋枝秀稔君） 金子教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（金子 彰君） 最初に、施設費の国庫負担に関する法令施行令ということで、小学校においては、適正な学校規模の条件といたしまして、小学校にあってはおおむね4キロ、中学校にあってはおおむね6キロ以内というお話がございました。当然そのことは承知をいたしております。

ただ、適正規模の条件にしましては、4キロメートル以内、6キロメートル以内ということでございまして、教育充実都市を掲げております本市にとりまして、その距離を短くして保護者の負担を軽減するということは重要であろうと判断をいたしまして、3キロということにいたしますと同時に、全市統一的な補助基準にするためにその3キロを設定をしたわけでございます。

それと、総合教育会議に諮っていないという御指摘がございました。これにつきましては、おっしゃるとおり、そういう配慮といたしますか、そういったことを諮るべきであったというふうには現在のところ思っておるわけでございますが、昨日、一昨日からお話をしておりますとおり、たび重なる協議のほうを重ねまして、慎重に審議をした結果、このたびの条例改正の提案をさせていただいたというところでございます。

以上でございます。

○委員長（秋枝秀稔君） 秋山委員。

○委員（秋山哲朗君） 今の適正な学校規模の条件っていうのはですね、通学距離が小学校にあってはおおむね4キロ以内。これは通学距離が4キロ以内ということですよ。中学校はおおむね6キロ以内が通学距離であるということですよ。適正な距離がということですよ、これは。それ以上は——4キロ以上、6キロ以上は適正でないということでしょう、これは。解釈が違いやせんですか。もう一遍ちょっとよく読んでください。私もこれ持ってますけども。そういう僕は理解しちよるんですけどね。通学距

離が適正な学校規模の条件ですよね、ここは。あくまでここ今言われたんでしょ。だから、通学距離が小学校にあってはおおむね4キロ以内が適正な学校規模の条件ですよっていうこと。以内っていうことですよ。それ以上は適正でないですよっていうことじゃないんですか。今、金子局長言われたのは、4キロ以内を3キロにしたんだからいいんじゃないですか、適正じゃないですかって言われたんでしょ、今。それはちょっと違う、逆じゃないですか。

それが1点と、今の総合教育会議っていうことをですね、どういうふうなことで今の教育法が改正されたかっていうのを理解してないんですよ、議員が。きのうもそうでした。そのことを配ってくださいよ、そのパンフレットを。みな共通理解してないんですよ。委員の方は。（発言する者あり）そうです、そうです。どういうふうな過程でそういうふうなことになったか。だから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律というのが、平成27年4月1日に施行されているんです。これに基づいて改正された、総合教育会議を設置しなさいよということ。これに基づいて、今後重要な案件については協議してくださいよっていうことなんですよ。それを怠ってるんですよ、このたびは。

きのうの市長の説明ではですね、その途中に校長会でそういう意見を聞いたんだとか、PTAから聞いたんだとかいう話をされましたけども、もしもそうであれば、そのときにどういう意見が出たかっていうことですよ。そこの説明も足りない。

だから、きのう私が動議を出させていただいた中で言った言葉がですね、これは山中議員も誤解して聞いておられるようですけども、私は2点ほど言ったんですよ。

「本来の行政が行う手続きとしては、総合教育会議に諮り協議調整される事項であります。同会議には議題として提出されておられません。」というのが1点です。そして2点目がですね、「本制度改正は、通学費補助の地域格差を是正するためのものとされており、通学手段や通学距離の基準等については、より幅広い視点から制度設計をされるべきだと考えています。」この2点なんですよ。

そのあとの金額、きのう山中議員が言われましたけども、金額について我々はすべて把握している気はないんですよ。だからきのう彼女が言われたのは、この今の地域の通学距離は何人おるんですかと。そんなこと私答えられませんよ、実際に。そうじゃないですか。それを僕は議論してるんじゃないんですよ。その内容の議論をしたいんじゃないんですよ。2点の指摘でこのたびおかしいんじゃないんですかと、直してほ

しいですよということを言ってるんですよ。

だからきのうも論点ずれてるんですよね。その辺をきちっとやっていただきたいというふうに思いますし、今恐らく理解している——総合教育会議を理解しておられませんから、恐らくその資料はあると思いますので、もう一遍共通理解を持ちたいので配っていただけたらと思いますけども、委員長いかがでしょうか。きのう恐らく委員長がそのことを言われたと思います。最後に、委員会です。じゃなかったですか。

○委員長（秋枝秀稔君） なかなかあのう……資料できますか。金子教育委員会事務局長。（発言する者あり）並行して審議します。コピーしてください。何分くらいかかりますか。（発言する者あり）

暫時休憩いたします。

午前10時12分休憩

午前10時27分再開

○委員長（秋枝秀稔君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。質疑はありませんでしょうか。質疑はありませんか。杉山副委員長。

○副委員長（杉山武志君） 今の資料を踏まえてお尋ねいたします。法令では4年——小学校4年、適正な範囲として4年以内（「4キロ」と発言する者あり）——4キロ以内、中学校においては6キロ以内っていうのはよく分かりました。

このたびの条例改正は、その範囲にとらわれず、美祢市でよりいいことっていいですか、より一層それを軽減したいっていう思いで条例を制定したいっていう思いでよろしいのでしょうか。伺います。

○委員長（秋枝秀稔君） 金子教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（金子 彰君） 通学距離4キロ、6キロが国の基準ということでございますが、それより拡大して3キロにするということと、やはり全市統一した基準にしたいということでございます。

○委員長（秋枝秀稔君） 杉山副委員長。

○副委員長（杉山武志君） では、従前、統合された地域と現状の格差をなくしたいということでもよろしいのでしょうか。

○委員長（秋枝秀稔君） 長谷川学校教育課長。

○学校教育課長（長谷川 裕君） 杉山委員の御質問にお答えいたします。

もう一度、通学補助対象基準の設定にあたっての考え方を少し御説明をさせていただきます。

地域間格差をなくし、統一した制度にする。また、保護者負担を現行より軽減する。そして、通学が困難な児童・生徒に対応していくことを基本的な考えとして検討いたしました。

このたび、学校への通学距離が3キロメートルを超える児童生徒を対象とした理由の一つは、現在進んでおります学校の統廃合により、スクールバスそれからスクールタクシーにより、通学支援がおおむね小学生が2キロ以上、中学生が3キロ以上というふうになっている現状に近づけたということでございます。この現状と大きく開きますと、市民の不公平感につながると考えました。

2つ目の理由は、現行の補助水準を維持する。それを下回らないようにする、そのためでございます。このたびの補助基準にすることで、これまで補助を受けていた地域のほとんどが補助対象となり、統一した補助基準で整理することができます。

以上でございます。

○委員長（秋枝秀稔君） その他質疑がございましたらお願いいたします。秋山委員。

○委員（秋山哲朗君） きょう予算委員会で資料請求したぶんについて、いつ出しているだけかな。それをもって協議もしたいし、じっくり検証もしたいと思いますので。

○委員長（秋枝秀稔君） 金子教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（金子 彰君） 今、済みません。現在作成中でございます、少しちょっと時間がかかると……（「いつ。」と発言する者あり）きょうじゅうくらいにはできると思います。済みませんがそういう状況でございます。（発言する者あり。）

○委員長（秋枝秀稔君） その他質疑がございましたらお願いいたします。岡山委員。

○委員（岡山 隆君） この今回の37号の議案につきましてはですね、学校までの片道の通学距離がおおむね3キロメートル以上であるものとして、規則で定める区域に居住する児童生徒と——小中学生となっているわけでありましてけれども、実際ですね、今回——今まで、おおむね3キロメートル以上であるものとしてありますけど、今後、昨日要求された資料の提出をとということになると、もう一度対象となる児童生徒の距離というものをまた再見直ししていかなくちやならなくなるような、こういっ

た精査するとなってしまうということで、相当な時間がかかってくるんじゃないかと思っておりますけど、この辺に対してどのようなお考えですか。

○委員長（秋枝秀稔君） 長谷川学校教育課長。

○学校教育課長（長谷川 裕君） 岡山委員の御質問にお答えいたします。

この制度を作成するに当たり、すべての児童生徒の通学距離についての基礎資料というものは取り揃えております。それをわかりやすい形で今整理をして、このたびの資料として提出させたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（秋枝秀稔君） 岡山委員。

○委員（岡山 隆君） 今まで対象となる児童生徒の、これは自宅か……いろいろ環境等によって、通学環境によって違いますけれども、これを再度、もう一度距離というのは従来と若干違う可能性もあるということで、この辺については再度もう一度きちんとはかり直すとか、そういったことはもうされない。従来の方でやるということですね。

○委員長（秋枝秀稔君） 長谷川学校教育課長。

○学校教育課長（長谷川 裕君） 岡山委員の御質問にお答えいたします。

このたび何度も距離についてははかり直しをし、該当となる地域を確定してまいりました。しかし、それ以上にまだ漏れている子どもたちもいるかもしれませんので、それについては、このたびの条例の中にもありますように、住居から学校までの片道の距離が3キロメートル以上である児童生徒も含めるようにしております。これについてはまた調査を個別に行うということになるろうかと思えます。

以上でございます。

○委員長（秋枝秀稔君） 岡山委員。

○委員（岡山 隆君） ここの捉え方というのが非常に大事になってくるわけですね。問題は、家の門のところから学校のどこの門のところまでか。これによってですね、3キロ超えるとか、2.8～2.9の方たちが、ちょっとはかり方によっては3キロ以上になると。そういったところも出てくる可能性があります。そういったところについての精査を行っていくということで、その辺の基準もよく明確にしておいていただきたいと思えますけど、この辺どうですか。

○委員長（秋枝秀稔君） 長谷川学校教育課長。

○学校教育課長（長谷川 裕君） 岡山委員の御質問にお答えいたします。

今委員御指摘のようにそういったケースもあろうかと思っておりますので、そういった個別のケースについては、対応するよう考えております。

以上です。

○委員（下井克己君） 委員長、暫時休憩求めます。

○委員長（秋枝秀稔君） 暫時休憩いたします。

午前10時37分休憩

午前11時06分再開

○委員長（秋枝秀稔君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（秋枝秀稔君） 質疑なしと認めます。それでは、本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（秋枝秀稔君） それでは、これより議案第37号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。（発言する者あり）反対意見がないから。（発言する者あり）

では、本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長（秋枝秀稔君） 賛成の方、3人でよろしいです。

可否同数であります。（発言する者あり）可否同数でありますので、美祢市議会委員会条例第16条第1項の規定により、委員長において本案に対する可否を裁決いたします。

本案については、委員長は可決と裁決いたします。

次に、議案第38号美祢市公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。西村生涯学習スポーツ推進課長。

○生涯学習スポーツ推進課長（西村明久君） それでは、議案第38号美祢市公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正について御説明いたします。

議案書は38-1ページ、資料につきましては、参考資料の29ページから30ページに美祢市公民館の設置及び管理に関する条例新旧対照表を資料としてお示

しをしております。

まず、厚保公民館におきましては、美祢市公共施設等総合管理計画に基づく施設カルテの作成に伴い、各公民館の位置を再確認したところ、地籍調査により地番に変更が生じていたということが判明いたしましたため、位置を変更するものであります。

これにつきましては、確認作業の不徹底というのがございまして、今後このようなことがないように更なる確認作業の徹底を図ってまいります。

次に、別府公民館におきましては、平成30年3月31日をもって廃止となります別府小学校へ公民館を移転することに伴い、位置を別府小学校の住所地、また使用料につきましては平成29年4月から全公民館で使用料の改定を行ったときと同様に、美祢市使用料手数料の見直しに関する基本方針に基づき算定したものであります。

なお、厚保公民館においては公布の日から、別府公民館においては平成31年4月1日から施行するものでございます。

以上でございます。

○委員長（秋枝秀稔君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（秋枝秀稔君） 質疑なしと認めます。それでは、本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（秋枝秀稔君） それでは、これより議案第38号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（秋枝秀稔君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第39号美祢市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。執行部より、説明を求めます。西村生涯学習スポーツ推進課長。

○生涯学習スポーツ推進課長（西村明久君） それでは、議案第39号美祢市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について御説明いたします。

議案書は39-1、資料につきましては、参考資料の31ページに新旧対照表を資料としてお示しをしております。

このたびの改正は、平成30年3月31日をもって廃止となります美祢市立別府小学校の体育館を体育施設として活用するため、所要の改正を行うものであります。

施設の名称につきましては、廃止する学校の名称を使用することとし、位置についても体育館が所在をしている位置としております。

また、使用料につきましては、他の体育施設と同額の——体育館で言いますと1時間につき130円としております。

この条例につきましては、平成30年4月1日から施行するものでございます。

以上でございます。

○委員長（秋枝秀稔君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（秋枝秀稔君） 質疑なしと認めます。それでは、本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（秋枝秀稔君） それでは、これより議案第39号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（秋枝秀稔君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第47号美祢市都市公園条例の一部改正についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。中村建設課長。

○建設課長（中村壽志君） それでは、議案書47-1ページ、参考資料49ページをお開きください。

議案第47号美祢市都市公園条例の一部改正についてでございます。

このたびの改正は、平成29年6月に公布された都市公園法施行令の一部改正により、これまで国が一律で定めていた都市公園の敷地面積に対する、運動施設の敷地面積の総計の割合の上限を条例で定めることとなったことに伴い、美祢市都市公園条例の一部を改正するものでございます。

美祢市都市公園条例第1条の4の次に加えるものは、「令第8条第1項の規定により条例で定める都市公園に設ける運動施設の敷地面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合は、100分の50を上限とする。」でございます。

この数値につきましては、本市都市公園 9 公園の運動施設率がこの割合内であることと、今後もこの標準値を基に公園整備を行うことが適切であると判断したことによるものでございます。

なお、この条例は平成 30 年 4 月 1 日から施行するものでございます。

以上でございます。

○委員長（秋枝秀稔君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（秋枝秀稔君） 質疑なしと認めます。それでは、本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（秋枝秀稔君） それでは、これより議案第 47 号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（秋枝秀稔君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第 47 号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 48 号美祢市における太陽光発電設備の設置に関する条例の制定についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。中村建設課長。

○建設課長（中村壽志君） それでは、議案第 48 号美祢市における太陽光発電設備の設置に関する条例の制定についてでございます。

議案書 48-1 ページから 48-3 ページでございます。

これは、本市において太陽光発電設備を設置するにあたり、設置に関する必要な事項を定めることにより、太陽光発電設備の適正な設置を促し、市民の良好な生活環境を保全しつつ、安全かつ安心な生活を確保することを目的として、美祢市における太陽光発電設備の設置に関する条例を制定するものでございます。

この条例を制定することにより、届け出の前に設置区域の周辺住民及び近隣関係者に対し、当該設置に関する説明会を開催しなければならないことや、事業着手 30 日前までに事業者の氏名、住所、連絡先、設置区域の所在、面積、土砂災害に対する対策、事業計画、住民等への説明報告書等必要書類を添付した届出書の提出をしなければならないこととなります。

また、太陽光発電設備を除却するまでのあいだ、当該事業区域内の公衆の見やすい

場所に標識の掲示を義務付けることや、必要な限度において事業区域に係る土地に立ち入り調査をすることや、指導または助言を行うことができるようになります。

なお、この条例は平成30年5月1日から施行するものでございます。

○委員長（秋枝秀稔君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。
杉山副委員長。

○副委員長（杉山武志君） ひとつお尋ねします。今、お話の中に標識のお話があったと思うんですが、どこに載っておりますでしょうか。

○委員長（秋枝秀稔君） 中村建設課長。

○建設課長（中村壽志君） ただいまの杉山副委員長の御質問にお答えいたします。

第12条のほうに、標識の掲示というところで記載がございます。

以上でございます。

○委員長（秋枝秀稔君） 杉山副委員長。

○副委員長（杉山武志君） ほかのものについては、今後のことであるのに対し、この標識については今後のものに限るのでしょうか。それとも従前のものも含めるのでしょうか。

○委員長（秋枝秀稔君） 中村建設課長。

○建設課長（中村壽志君） ただいまの杉山副委員長の御質問にお答えいたします。

すでに市内——本市には、太陽光発電設備を設置している箇所は複数ございます。そういったところの業者に対しましては、お願いという形で設置していただくように促すことをしてまいりたいと思っております。

今現在設置を進めている業者、あるいは今協議している業者につきましては、この条例の趣旨を十分理解していただいて、この標識の設置に対応していただくようお願いしてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（秋枝秀稔君） 杉山副委員長。

○副委員長（杉山武志君） この条例拝見しましたら、ワット数的なところが記載がございません。自宅ですとね、5キロ10キロの発電をされておられる方もあらうと思うんですが、どこの線でそういった標識が必要になるのでしょうか。

○委員長（秋枝秀稔君） 中村建設課長。

○建設課長（中村壽志君） 杉山委員の御質問にお答えいたします。

このたびの条例で適用を受ける事業といたしまして、レッドゾーンに係る場合は面積の下限なし、イエローゾーンの場合は1,000平米以上、その他区域、市内全域ですが、5,000平米以上の太陽光発電の施設を設置する場合にこの条例が適用となりますので、そういった面積要件に応じて標識の設置を求めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

よろしいですか。条例のほうでは7条のほうで適用範囲というところで今言ったことを記載させていただいております。

以上でございます。

○委員長（秋枝秀稔君） その他質疑はございませんでしょうか。杉山副委員長。

○副委員長（杉山武志君） この太陽光発電はですね、事業用として行う場合は20年という契約期間があります。そののちに放棄されたりした場合のことはどちらかに載っておるのでしょうか。

○委員長（秋枝秀稔君） 中村建設課長。

○建設課長（中村壽志君） ただいまの杉山副委員長の御質問にお答えいたします。

事業20年後のことでございます。事業廃止後につきましては、民間同士の事業の話でございます。そこに行政が踏み込むことは非常に難しいと考えております。

しかしながら、条例第8条第2項の規定で定める太陽光発電設備の設置に係る計画書の中に、除却に係る計画書を添付するようになっております。そういったところで、除却あるいはその後のことについて確認することができますし、条例第15条において、災害及び生活環境への被害等が発生しないために必要な措置を講じるよう指導または助言ができるようになっております。除却後あるいは廃止後の適正な管理、こちらについてもそういったところで助言、指導を行ってまいりたいと考えておりますので、条例の中には入っておりません。

以上でございます。

○委員長（秋枝秀稔君） その他質疑ございませんでしょうか。下井委員。

○委員（下井克己君） 今現在で多数の太陽光発電やられてると思うんですけど、その方々にもこの条例は当然適用されるわけでしょ。

○委員長（秋枝秀稔君） 中村建設課長。

○建設課長（中村壽志君） ただいまの下井委員の御質問にお答えいたします。

いますすでに本市には複数の太陽光発電設備が設置されているということでもあります。この条例は、平成30年5月1日施行ということで、もうすでに設置しておられる業者に対しましてはお願いという形にはなりますけれども、しっかりこの条例の内容、目的を周知していただいて、御協力できるように業者のほうに相談してまいりたいと思っております。

○委員長（秋枝秀稔君） その他質疑がございましたらお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（秋枝秀稔君） 質疑なしと認めます。それでは、本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（秋枝秀稔君） それでは、これより議案第48号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（秋枝秀稔君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第19号平成30年度美祢市観光事業特別会計予算を議題といたします。執行部より、説明を求めます。荒川観光総務課長。

○観光総務課長（荒川逸男君） それでは、議案第19号平成30年度美祢市観光事業特別会計予算について御説明をいたします。

まず、歳入のほうから主なものにつきまして御説明申し上げます。

予算書の442、443ページをお開きください。

1款観光収入・1項観光収入・1目観覧料5億9,606万円でございます。これは、秋芳洞入洞者数58万4,000人、大正洞1万人、景清洞1万9,000人の入洞客数を見込んだものでございます。

次に、2項養鱒場収入・1目鱒販売収入412万5,000円につきましては、ニジマス3万7,500尾の販売収入を見込んでおります。3目鱒釣収入956万2,000円につきましては、2万2,500尾相当の鱒釣収入を見込んでおります。

2款使用料及び手数料・1項使用料・1目観光事業使用料2,172万5,000円。

主なものにつきましては、広谷駐車場使用料2,040万円でございます。

続きまして、444、445ページをお開きください。

1目手数料37万8,000円で乗車券販売手数料となります。

3款県支出金・2項委託金・1目観光総務費委託金114万2,000円でございます。内訳は、主に国定公園秋吉台に関する県からの維持管理業務委託金でございます。

4款財産収入・1項財産運用収入・1目財産貸付収入73万5,000円です。

主なものにつきましては、携帯基地局の土地貸付使用料16万5,816円と、養鱒場の池3槽の貸付料50万円でございます。

続きまして、446、447ページをお開きください。

5款繰入金・1項一般会計繰入金・1目一般会計繰入金1,162万1,000円です。これは、毎年度予算計上しておりますトロン温泉の市民福祉部分に係る一般会計からの繰入金182万1,000円、地方創生推進交付金事業繰入金980万円です。

5款繰入金・2項基金繰入金2,200万円でございます。これは、観光事業運営基金からの繰入金でございます。

続きまして、448、449ページをお開きください。

7款諸収入・2項雑入・1目雑入1,208万6,000円。主なものにつきましては、冒険コースの利用料が915万円でございます。

歳入につきましては、以上でございます。

続きまして、歳出について御説明いたします。

450、451ページをお開きください。

1款観光総務費・1項総務管理費・1目一般管理費につきましては、2億3,335万円を計上しております。

主なものといたしまして、説明欄の中ほど、002一般管理費のうち5段目、報償金が601万9,000円。これは、外国人観光客誘客については特別料金の設定があり、集客人数によって入洞料の単価が変動するため、年度末での集客数により観覧料の総額が変動をいたしております。この手数料について、今年度までは翌年度の観光料収入から過誤納金として返金をしておりましたが、会計課、財政課との協議により、30年度からは翌年度の過誤納金扱いではなく、当該年度の誘客に対する報償金として計上したためでございます。

下から4段目、手数料が1,564万9,000円。これは、旅行業者が送客した観覧料金の12%を支払う斡旋手数料が主なものでございます。

続きまして、一番下の業務委託料3,519万3,000円。これは、観光センター1階の総合案内業務471万7,000円、秋吉台地域景観・施設整備基本計画業務1,998万円、公営企業会計移行準備資産評価業務940万円等でございます。

続きまして、452、453ページをお開きください。

一番上、案内業務委託料233万2,000円につきましては、秋吉台観光交流センター2階の観光総務課の業務職員費でございます。

次に中ほどに、消費税及び地方消費税としまして2,197万6,000円を計上しております。

次に、003秋吉台リフレッシュパーク・秋吉台家族旅行村管理運営事業9,374万8,000円です。

主なものは、修繕料が400万円、指定管理料7,619万6,000円、施設整備工事費が737万2,000円となります。工事費の内訳につきましては、大型遊具スーパージングルジムの撤去、民家民族園の解体等を予定しております。

次に、004環境衛生事業特別会計繰出金508万8,000円でございます。これは、環境衛生事業特別会計への繰出金で、秋吉台・秋芳洞地域の環境保全のため、観光事業特別会計からの負担基準に基づき、下水道事業へ繰り出す経費でございます。

2目施設管理費は、5,966万1,000円計上しております。

説明欄001施設管理費の主なものは、454、455ページをお開きください。

2段目、修繕料が380万円、施設等清掃委託料779万円、秋芳洞周辺の環境整備委託料738万5,000円、施設保守委託料が453万8,000円でございます。

002観光施設改修事業として、2,744万1,000円を計上しております。

委託料が611万4,000円。これは、秋芳洞内栈橋改修に係る基本構想の策定業務でございます。洞内の栈橋が老朽化しておりますので、栈橋改修を行うため、文化庁との協議に必要となるものでございます。

施設整備工事2,132万7,000円は、カルスト展望台公衆便所改修工事費739万8,000円、黒谷案内所公衆便所改修工事562万6,800円。これは、トイレの洋式化によってイメージアップを行うための改修工事となります。その他、

秋吉台案内所待合ホール塗装等工事などを行います。

次に、1款観光総務費・1項業務管理費・1目秋芳洞業務費につきましては、7,769万3,000円を計上しております。

説明欄001秋芳洞管理運営事業の主なものは、456、457ページをお開きください。

上から4段目、業務委託料596万5,000円。秋芳洞案内所に設置してあります入金機オンラインシステム業務委託料と有料駐車場2カ所の料金徴収業務の委託料でございます。

次の秋芳洞案内業務委託料4,932万4,000円につきましては、秋芳洞の案内所窓口及び案内業務を行います業務職員21名分の業務委託料でございます。

機器借上料522万7,000円につきましては、洞内電話システム使用料、自動案内システムリース料等でございます。

続きまして、2目大正洞・景清洞業務費が2,049万7,000円です。

説明欄001大正洞・景清洞管理運営事業の主なものは、中ほどの下、業務委託料1,603万円。これは、大正洞・景清洞の案内所の窓口及び案内業務を行う業務委託料でございます。

次に、458、459ページをお開きください。

3目養鱒場業務費が2,147万7,000円です。

主なものは、002養鱒場管理運営事業としまして、4段目臨時賃金が249万円、10段目飼料費380万円、下から4段目養鱒場業務委託料234万2,000円でございます。

以上でございます。

○委員長（秋枝秀稔君） 早田観光振興課長。

○観光振興課長（早田 忍君） 引き続き、予算書460ページ、461ページをごらんください。

2款観光振興費・1項振興管理費・1目一般管理費として1億2,113万1,000円を計上しております。

説明欄は下から2行目、003おもてなし人財育成事業として840万円を計上しております。これは、おもてなしのまち美祢観光振興条例に基づきまして、おもてなし力の向上を目的に、市内の中高生や観光事業者、観光団体など美祢市の顔となる人

材の育成を図るため、中高生を対象とした「スクールミネシュラン」、観光事業者や観光関係団体を対象とした「ミネシュラン」、一般の方を対象とした「おもてなし井戸端会議」、学生と商店街が連携し商店街を活性化するものであります。

次に、予算書４６２、４６３ページをごらんください。

００４情報発信体制強化事業として３，９３２万８，０００円を計上しております。主なものといたしまして、観光プロモーション事業補助金として、２，２１４万２，０００円を計上しております。これは、交流人口の拡大と観光の振興を図るため、国内を中心に本市の観光プロモーション業務や各種観光イベントを実施する団体に補助するものであります。

次に、市観光協会補助金として１，３００万３，０００円を計上しております。これは、一般社団法人美祢市観光協会職員の職員３名分と専務理事の報酬であります。

次に、００６イベント開催事業として、９５０万円を計上しております。これは、秋吉台観光まつり実行委員会への事業実施に係る補助金であります。来年度は第４０回花火大会及び市制１０周年並びに明治維新１５０年の記念大会として開催することとしております。

次に、００９体験プログラム開発事業として１，３２９万１，０００円を計上しております。これは、近年の旅行者の旅行のニーズが多様化し、各種ツーリズムが乱立しているため、ツーリズムの再編を行い旅行者に分かりやすいツーリズムに再構築するものであります。

次に、着地型観光企画運営補助金として８００万円を計上しております。これは、地元の方しか知らない観光資源にも関心が高まっており、このような観光資源をコースに組み込むことで、本市への誘客や滞在時間を延長するものであります。

次に、０１０外国人観光客受入体制充実事業として１，４６４万３，０００円を計上しております。これは、台湾・韓国など東アジアをターゲットとしたプロモーション経費であります。特別旅費として３２４万６，０００円は、台湾・韓国などへのプロモーションに要するものであります。

引き続き、４６４、４６５ページをお開きください。

業務委託料２６２万１，０００円は、台北観光・交流事務所で通訳や関係機関との調整を行うものであります。

次に国際観光・交流推進協議会補助金５７７万９，０００円は、観光や文化を中心

に国際交流を推進してきたところですが、今後は経済交流などについても推進するため、同協議会へ支援するものであります。

次に、012宿泊を含めた周辺観光地連携強化事業として379万3,000円を計上しております。

秋吉台アウトドアツーリズム事業業務委託料として100万円は、山口市、防府市、宇部市と連携し広域のサイクルマップを作成するもので、長いサイクルコースを設計することで自治体間での周遊を促進し、滞在時間の延長を図るものであります。

次に秋吉台アウトドアツーリズム補助金として200万円を計上しております。これは、特性の違う他業種や地域と連携し、相互のイベント交流を通じPRを行うことで、より効果的なプロモーションが可能となるよう支援する補助金であります。

以上であります。

○委員長（秋枝秀稔君） 荒川観光総務課長。

○観光総務課長（荒川逸男君） 続きまして、3款基金積立金・1項基金積立金・1目観光事業運営基金積立金の利子としまして5万6,000円。これは、観光事業運営基金1億8,500万円の0.03%に当たります。

次に、466,467ページをお開きください。

4款他会計借入金償還費・1項他会計借入金償還費としまして、1目元金1,386万8,000円、2目利子6万9,000円を計上しております。これは、平成27年度及び平成28年度の一般会計繰出金として借り入れたものの償還となります。借入期間は10年、元利均等支払いで、返済利率は平成27年度が0.1%、28年度が0.01%であります。

最後に5款予備費・1項予備費・1目予備費としまして、1億3,373万1,000円を計上しております。

以上で、平成30年度観光事業特別会計予算説明を終わります。

○委員長（秋枝秀稔君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。杉山副委員長。

○副委員長（杉山武志君） いくつかあるのですが、まず最初に451ページ。一般管理費になりますが、説明欄002一般管理費ですね。こちらのほうに、昨年も申し上げたと思うんですが、人件費が計上されていないにもかかわらず、社会保険料と雇用保険料が計上されております。それと同様に453ページの001施設管理費のほう

でも上がっております。これを御説明いただけませんか。

○委員長（秋枝秀稔君） 西田観光商工部長。

○観光商工部長（西田良平君） 杉山副委員長の御質問にお答えいたします。

御指摘のあったとおり、昨年度の段階で、人件費なくしての社会保険料の予算計上ということでの御指摘がございました。それを受けまして、平成29年度の段階でこの辺を解消しようとして一旦考えたところでございます。

まずこれを業務委託として、まずどこに一括し業務委託をするかというところにおきまして、まずはやはり観光協会であろうというふうに考えたところであります。

しかしながら、その観光協会さんのほうが実務的な——観光協会の実務を統轄をされるであろう専務理事さんが11月に就任をされるということを知り及んでおきまして、やはりその実務的なところの御担当となられる方とこの辺についての業務委託について、やはり慎重に協議を期すべきであろうということから、平成30年度の段階で——平成30年度からその辺の業務委託等につきましての協議を実施しようということから、そして、でき得るものであれば平成31年度の段階では予算的には解消しようというふうに考えておるところでございます。

一方で、業務内容ということについては、例えば人事的な運用の部分であったりとか、秋芳洞等につきましては現金を取り扱うということもございますので、金銭の取り扱いあるいは緊急時の対応、それぞれさまざまな業務ということがございますので、その辺についても慎重に観光協会さんとも協議をしながら、平成31年度に向けてのこの部分の解消に努めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○委員長（秋枝秀稔君） 杉山副委員長。

○副委員長（杉山武志君） 適正な形ではないと思われまますので、早急に対応をお願いできればと思います。

それと446ページ、繰入金なんですが、前年度予算額より大幅に減っております。これの説明がもしございましたらお願いできますでしょうか。

○委員長（秋枝秀稔君） 荒川観光総務課長。

○観光総務課長（荒川逸男君） 前年度に比べまして減ったぶんにつきましては、工事を行うものが前年度より減ったということによるものでございます。

以上でございます。

○委員長（秋枝秀稔君） 質疑ございませんか。岡山委員。

○委員（岡山 隆君） 観光総務費なんですけど、455ページ。002観光施設改修事業ということで、2,744万1,000円計上されております。それで、そのうちに施設整備工事費ということで2,132万7,000円ということで、この中で説明があって、黒谷のトイレの改修等562万ちょっとで言われたと思うんですけど、やっぱり秋吉台、秋芳洞は中心的な観光地でありましてですね、昨年には観光協会が入っている観光センター、ここのトイレの改修なんかちゃんとなって立派になりました。非常にいいんですけど、そこでですね私が耳に——近隣の人から聞いたのは、トイレ行っても確かに水は出るけど、今手をかざしたら石けんの泡がペーって出ますよね、よそ行ったら。それがないと。（発言する者あり）出るところ多いんですよ。だからそういった、手を洗おうとしても汚れちゃったら、ちょっとそういう面ではおもてなしになっていないなっていうことも聞いたし、たまたま私行ったときにそういったことも声をちょっと聞きました。あれからちょっとしちよるって言ったけどどうなのか。

それと今回は黒谷ですから、そういったところもですね、ただトイレしたあとに手を洗うだけとかなんか、それとも最新式の手を洗うときには石けん水もあわせて手をかざせば泡がパッと、手をかざせば出ると。ここまでやってこそ、本当の私はおもてなしになってくると思いますし、やっぱりなければちょっと困るかなっていうときもあるんですよ。だから、そこまで今回はこの設計の測量設計委託料の中に含まれているのか、設備工事の中に入ってるのかどうか、この辺についてちょっとお尋ねします。

○委員長（秋枝秀稔君） 荒川観光総務課長。

○観光総務課長（荒川逸男君） 岡山委員の御質問にお答えをいたします。

手洗いで手をかざせば洗剤等が出るものまで、設計の中に入っているかという御質問だと思いますけれども、これにつきましては、今後その中で入れることができれば検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（秋枝秀稔君） 岡山委員。

○委員（岡山 隆君） ということは、そこまで配慮が今回できていなかったということだと思います。より一層おもてなしをする上においては重要なことと思っております。

小事がやっぱり大事ですから、そこのところを皆さんやっぱりしっかりと見ておられますし、今観光センターも私の確認じゃついていないと思いますので、主だったところにですね、トイレについてはこういう手をかざせば泡の石けん水がでるような、こういったことを精査しながら、必要なところはきちっとして行って、カルスターなんかも、トイレなんかもね、お客さんも結構多いですから、その辺について今後ついてないところ、漏らしたところを精査してつけていくというこういうお考えがあるかどうか、この辺についてお尋ねします。

○委員長（秋枝秀稔君） 荒川観光総務課長。

○観光総務課長（荒川逸男君） 岡山委員の御質問にお答えします。

また費用等もかかることではございますけれども、観光客をおもてなす中で、今後その課題の材料として検討させていただいたらと思います。

以上でございます。

○委員長（秋枝秀稔君） 杉山副委員長。

○副委員長（杉山武志君） もう一つ質問させてください。昨年複数の議員さんから標識等のことについて、案内図ですとか標識等のことについてお話が出ておりました。逆にですね、標識が古いものであって現状に即していないと。それと、養鱒場においては釣り堀がどこにあるかわからないので観光客が迷われるというお話も出ておりました。それがどの辺の経費に含まれているのかなと思ひまして質問させていただきました。

○委員長（秋枝秀稔君） 荒川観光総務課長。

○観光総務課長（荒川逸男君） 杉山副委員長の御質問にお答えいたします。

この看板等の改修等につきますでの予算でございますが、施設管理費、455ページの修繕料380万円の中で組んであります。また、ほかの整備工事の関係でも主に古いもの、緊急性を要するものについては取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（秋枝秀稔君） 杉山副委員長。

○副委員長（杉山武志君） 展望台の前の看板等、景観を損ねるものが複数ありますので、早急をお願いいたします。

○委員長（秋枝秀稔君） その他質疑ございませんか。下井委員。

○委員（下井克己君） 443ページです。鱒販売収入、現年度売上分412万5、

000円、それと鱒釣収入956万2,000円となっておりますが、前年度との差額を教えてください。

○委員長（秋枝秀稔君） 荒川観光総務課長。

○観光総務課長（荒川逸男君） 下井委員の御質問にお答えいたします。

鱒販売収入につきましては前年比で60万6,000円、鱒釣収入に対しては191万3,000円でございます。

○委員長（秋枝秀稔君） 下井委員。

○委員（下井克己君） 済みません、金額横にありました。マスにすると何匹くらいの計算になってるのでしょうか。

○委員長（秋枝秀稔君） 荒川観光総務課長。

○観光総務課長（荒川逸男君） 下井委員の御質問にお答えいたします。

鱒販売のほうにつきましては3万7,500尾、鱒釣りのマスにつきましては2万2,500尾でございます。

以上でございます。

○委員長（秋枝秀稔君） その他質疑ございませんか。秋山委員。

○委員（秋山哲朗君） のちほど条例のほうにも出てきますけど、財産収入でチョウザメの水槽を貸されるということですけど、それがどの水槽か、3槽って聞いてますけども、どの辺の位置かっていうのがよく分からんのですよね。それが分かれば出していただけたらと思いますし、その現在の水槽だけでチョウザメを飼えるものかどうか、またどういう設備をされるのか、それも分かれば教えていただきたいと思います。

○委員長（秋枝秀稔君） 荒川観光総務課長。

○観光総務課長（荒川逸男君） 秋山委員の御質問にお答えいたします。

配置図、見取り図につきましては今こちらで持参しておりますので……（発言する者あり）

○委員長（秋枝秀稔君） 杉山副委員長。

○副委員長（杉山武志君） チョウザメの契約というのは締結されたのでしょうか。その辺から私たち知りませんし、その前に資料を配布してよろしいものかどうかというところもありますので。（発言する者あり）

○委員長（秋枝秀稔君） 荒川観光総務課長。

○観光総務課長（荒川逸男君） このたびの……このあとにありますけれども、議案第

53号行政財産の貸し付けのことに、議会での御承認をいただいた後に——いただければ契約になるということでございます。（発言する者あり）議会での御承認をいただければ契約を行いたいと考えています。

○委員長（秋枝秀稔君） その他質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（秋枝秀稔君） 質疑なしと認めます。それでは、本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（秋枝秀稔君） それでは、これより議案第19号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（秋枝秀稔君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第53号行政財産の貸し付けについてを議題といたします。執行部より説明を求めます。荒川観光総務課長。

○観光総務課長（荒川逸男君） それでは、議案第53号行政財産の貸し付けにつきまして御説明を申し上げます。

資料につきましては、参考資料58ページに団体の概要、組織図をお示ししております。申し訳ありません。その中で8番、別紙組織図のとおりとありますが、その下にございますので、下記の組織図のとおりでございます。訂正を済みません、よろしく申し上げます。

それでは御説明を申し上げます。

現在、美祢市養鱒場につきましては、年間約6万5,000匹のマスを食用マスとしては地域の商店等へ、また観光釣堀として繁忙期には多数のお客様もお迎えしております。

このたび山陽小野田市の長州産業株式会社から、「美祢市豊田前で弊社が運営しているセントラルパークゴルフ倶楽部において、チョウザメの卵のふ化から稚魚約25センチくらいまで、千匹から二千匹を生産をしているが、その稚魚を成長に合わせ別の池に移して大きくするため、美祢市養鱒場養殖池3槽の貸し付けをぜひお願いしたい」との要望が示されました。

長州産業株式会社の計画では、食肉化できる大きさ二年から三年まで美祢市養鱒場の養殖池で育成し、雌雄の判別を行い、メスはキャビアを採るためそのまま養殖し、オスは食肉化をして販売をするとのこととあります。繁忙期の集客とマスに頼ってきた美祢市養鱒場にとりまして、チョウザメがいるということになりますと、新たな魅力が加わりまして、隣接のジオサイトであり、名水百選にも指定されている弁天池とともに年間を通じ、さらにアピールできる絶好の機会だと考えます。これにより地元地域の活性化につながり、官・民・地元が一体となった六次産業化への期待も高まります。

養殖池の貸出期間につきましては、美祢市普通財産貸付に関する施行要綱の第3条、貸付期間では、土地や建物を貸し付けるときは3年以内との規程がありますので、これに準ずるものとして行政財産の貸し付けも3年とし、平成30年4月1日から平成33年3月31日までの3年間としております。

貸付料につきましては、美祢市には、行政財産の貸し付けに関する条例や要綱がございませんので、美祢市と長州産業株式会社の協議により決定することとなります。その結果、年間50万円と決定した次第です。

この経緯としまして、長州産業株式会社が豊田前の養殖場の池に送水用ポンプで水を汲み上げている電気料で考えますと、貸付料の最大値は年間50万円と考えていただきたいとの提示がありまして、双方協議の結果、今後の地域振興や六次産業の推進にも期待が十分に見込まれるため、年間50万円としたものであります。また、この金額については、契約から3年後に長州産業株式会社の事業進捗状況と美祢市養鱒場の経営状況をみまして、双方で協議をすることとしております。

以上のことによりまして、美祢市養鱒場の養殖池3槽を長州産業株式会社へ貸し付けることが適当であると考えます。

よって、行政財産の貸し付けについて、地方自治法第96条第1項第6号の規定により議会の議決を求めるものであります。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（秋枝秀稔君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。
岡山委員。

○委員（岡山 隆君） 今回のこの行政財産の貸し付けについて、美祢市養鱒場、この養殖池3槽。今回貸付料は年間50万円ということで決まったということで、いまこ

の経緯とか御説明あったんですけど、協議をされたところは、市の行政とそれと長州産業で協議されて、そしてこれに不動産鑑定士とか外部のところがいったい入ったということがあるかないか、その点についてお伺いします。

○委員長（秋枝秀稔君） 荒川観光総務課長。

○観光総務課長（荒川逸男君） 岡山委員の御質問にお答えいたします。

不動産鑑定士等を交えて協議をしたということではございません。

○委員長（秋枝秀稔君） 岡山委員。

○委員（岡山 隆君） 分かりました。今回は養鱒場の養殖池3槽ですけど、今全体的には十何槽——十数槽くらいあるんですかね。それで今後、こういったものが私は貸付料として入ってくるのはいいことだと思っておりますし、さらに3槽から6槽とかそういった可能性もありますので、そういったことも考えるということで、その辺についての受け入れとか、この3槽だけで終わりとか、その辺の考え方というか方向性というのは何かあるんでしょうか。お伺いします。

○委員長（秋枝秀稔君） 西田観光商工部長。

○観光商工部長（西田良平君） 岡山委員の御質問にお答えいたします。

将来的な構想という御質問だと思います。まずは3槽ほどお貸しするというんですけども、やはり一方ではマスということで、地域の方がそれによる商売といいますか、そういうこともやられているところはございます。

何せ長州産業さんもこちらのほうでの事業開始というのが初めてというところもございまして、一旦は3槽お貸しして、そして次に発展的にいくなればさらに貸し出すということも可能性としてはございますが、まずはそれは、我々と長州産業さんとのお話だけではなくて、地域の方の御意見もしっかりといただいたところで、判断をしていくべきものだと考えております。

以上です。

○委員長（秋枝秀稔君） その他質疑ございませんか。杉山副委員長。

○副委員長（杉山武志君） 先ほどの予算のほうにも絡んでくるんですが、予算書の442ページ、歳入のところ、養鱒場の収入が251万9,000円減が見込まれております。それは今お話があった水槽3槽分の要因によるものでしょうか。

○委員長（秋枝秀稔君） 荒川観光総務課長。

○観光総務課長（荒川逸男君） 杉山副委員長の御質問にお答えいたします。

すべてがそれということではございませんが、多少の影響が出ていることは確かでございます。

○委員長（秋枝秀稔君） 杉山副委員長。

○副委員長（杉山武志君） 今回の行政財産の貸し付けということで、貸付料ですね。現行の美祢市の条例には定めたものがないということで、私も昨年12月の定例会のときに条例改正をしたらいいんじゃないかというふうな話をしたんですが、間に合わずこういった形になったのかなという思いもあります。

250万に対すれば50万じゃちょっと少ないと思うんですけど、先ほど、他の雇用の拡大ですとか、今後のことを踏まえてっていうお話もありましたので、やむを得ないなっていうところも考えております。どうもお話ありがとうございました。

○委員長（秋枝秀稔君） その他質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（秋枝秀稔君） 質疑なしと認めます。それでは、本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（秋枝秀稔君） それでは、これより議案第53号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（秋枝秀稔君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第55号土地改良事業の一部を変更することについてを議題といたします。執行部より説明を求めます。市村農林課長。

○農林課長（市村祥二君） それでは、議案第55号土地改良事業の一部を変更することについてを御説明いたします。

議案書の55-1ページをお開きください。

平成27年度より事業着手しております伊佐町伊佐大浴ため池の改修工事におきまして、工法の一部変更により、事業費が6,400万円から4,180万円に、2,220万円の減額となり、土地改良事業の計画を一部変更したいので、土地改良法第96条の3第1項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

なお、事業費が減額となりました主な理由は、ため池盛り土材の運搬距離を10キ

ロメートル以内で計画しておりましたが、ため池近傍の1キロ以内で確保できたことによる運搬費の減額と、取水方法をスライドゲート方式からため池栓方式へ変更したことによる工事費の減額によるものであります。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（秋枝秀稔君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（秋枝秀稔君） 質疑なしと認めます。それでは、本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（秋枝秀稔君） それでは、これより議案第55号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（秋枝秀稔君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第56号市道路線の変更についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。中村建設課長。

○建設課長（中村壽志君） それでは、議案第56号市道路線の変更についてでございます。

議案書56-1ページをお開きください。参考資料といたしまして、次のページに概要図をお示ししております。

このたび変更する区画は、現在都市計画道路として整備しております区間でございまして、伊佐町伊佐下村地内において供用開始しております市道渋倉伊佐線と市道渋倉下村線の交差点から、大嶺町西分西渋倉地内の県道下関美祢線に接続する延長920メートル、幅員11メートルから18メートルの道路でございます。この区間を渋倉伊佐線にするとともに、起点の変更をするものでございまして、道路法第10条第3項の規定に基づき、市議会の議決を求めるものでございます。

以上でございます。

○委員長（秋枝秀稔君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（秋枝秀稔君） 質疑なしと認めます。それでは、本案に対する御意見はござ

いませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（秋枝秀稔君） それでは、これより議案第56号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（秋枝秀稔君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、本会議で、本委員会に付託されました議案12件につきましての審査を終了いたしました。

その他委員の皆様から、何かございましたら御発言をお願いいたします。ないようでしたら、これにて本委員会を閉会致します。御審査、御協力誠にありがとうございました。お疲れでございました。

午後0時13分閉会

上会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

平成30年3月8日

教育経済委員長